

青森県報

号外第九号

平成十七年
二月十一日
(金曜日)

目次

告 示

二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に
関する事務を分掌する県土整備事務所の指定の一部改正：
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………
(監理課) ……一
(経理課) ……一

教育委員会

教科用図書採択地区の一部改正……………
(義務教育課) ……二

人事委員会

人事委員会規則七 五一(へき手当等)の一部を改正す
る規則……………(職員課) ……三
人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正す
る規則……………(同) ……四
人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部を改
正する規則……………(同) ……四
人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲
を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……五
公安委員会
青森県木造警察署の名称変更等に伴う関係公安委員会規則
の整理に関する規則……………(企画課) ……五

告

示

青森県告示第八十八号

平成十四年四月一日青森県告示第四百七十七号(二以上の県土整備事務所
の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所の指定)
の一部を次のように改正する。

平成十七年二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中「西津軽郡森田村」を「つがる市」に改める。

青森県告示第八十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)
の一部を次のように改正する。

平成十七年二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

一 木造支店……………西津軽郡木造町字若宮……………を削り、

一 むつ支店……………むつ市大湊新町……………を

一 むつ支店……………むつ市大湊新町……………に改める。

一 木造支店……………つがる市木造若宮……………

第二号の表中

一 株式会社みちのく銀行木造支店……………西津軽郡木造町字千代町……………及び

一 株式会社みちのく銀行木造支店……………西津軽郡森田村大字山田……………

一 森田出張所……………

一 株式会社みちのく銀行車力支店……………西津軽郡車力村大字車力……………を削り、

株式会社みちのく銀行大湊支店	むつ市大湊新町	を
株式会社みちのく銀行大湊支店	むつ市大湊新町	
株式会社みちのく銀行木造支店	つがる市木造千代町	
株式会社みちのく銀行木造支店	つがる市森田町山田雲崎	に改め、
株式会社みちのく銀行車力支店	つがる市車力町若林	
あおもり信用金庫木造支店	西津軽郡木造町字千代町	を削り、
あおもり信用金庫七和支店	五所川原市大字高野	を
あおもり信用金庫七和支店	五所川原市大字高野	
あおもり信用金庫木造支店	つがる市木造千代町	に改め、
青森県信用組合木造支店	西津軽郡木造町字千代町	を削り、
青森県信用組合大湊支店	むつ市大湊新町	を
青森県信用組合大湊支店	むつ市大湊新町	
青森県信用組合木造支店	つがる市木造千代町	に、
木造町農業協同組合	西津軽郡木造町字森山	を
木造町農業協同組合	西津軽郡木造町字森山	
つがる農業協同組合	つがる市木造森山	に、
つがる農業協同組合稲垣支店	西津軽郡稲垣村大字豊川	
つがる農業協同組合稲垣支店	西津軽郡稲垣村大字豊川	
つがる農業協同組合繁田出張所	西津軽郡稲垣村大字繁田	
つがる農業協同組合森田支店	西津軽郡森田村大字山田	を

つがる農業協同組合川除支店	西津軽郡木造町大字川除	
つがる農業協同組合柏支店	西津軽郡柏村大字桑野木田	
つがる農業協同組合越水支店	西津軽郡木造町大字越水	
つがる農業協同組合	つがる市稲垣町豊川宮川	
つがる農業協同組合稲垣支店	つがる市稲垣町豊川宮川	
つがる農業協同組合繁田出張所	つがる市稲垣町繁田源	
つがる農業協同組合森田支店	つがる市森田町山田滝元	
つがる農業協同組合川除支店	つがる市木造川除栄盛	
つがる農業協同組合柏支店	つがる市柏桑野木田幾世	
つがる農業協同組合越水支店	つがる市木造越水神山	
富泡農業協同組合	西津軽郡車力村大字富泡	
富泡農業協同組合牛潟支所	西津軽郡車力村大字牛潟	
富泡農業協同組合中央支所	西津軽郡車力村大字車力	を
富泡農業協同組合中央支所	西津軽郡車力村大字車力	
富泡農業協同組合	つがる市富泡町藪分	
富泡農業協同組合牛潟支所	つがる市牛潟町大田光	
富泡農業協同組合中央支所	つがる市車力町若林	に改める。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

昭和四十七年十一月十四日青森県教育委員会告示第五号（教科用図書採択地区）の一部を次のように改正する。

平成十七年二月十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

表西北五地区の項中「五所川原市」の次に、「つがる市」を加える。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

滝 沢 小 学 校 十和田市大字滝沢字館四五 を

滝 沢 小 学 校 十和田市大字滝沢字館四五 を

奥 入 瀬 小 学 校 十和田市大字法量字尻貝下三七

に、

下 前 小 学 校 北津軽郡小泊村字漆流三六の一

を

奥 入 瀬 小 学 校 上北郡十和田湖町大字法量字尻貝下三七

を

下 前 小 学 校 北津軽郡小泊村字漆流三六の一 に、

泊 小 学 校 上北郡六ヶ所村大字泊字川原六六の一

を

泊 小 学 校 上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の一七

に、

十和田湖小学校 上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和

田一六 を

十和田湖小学校 十和田市大字奥瀬字十和田一六 に改める。

別表第一の中学校の表中

十和田湖中学校 上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和田四二〇 を

十和田湖中学校 十和田市大字奥瀬字十和田四二〇 に改める。

別表第二の小学校の表中

奥 内 小 学 校 むつ市大字奥内字中野四〇 を

奥 内 小 学 校 むつ市大字奥内字中野四〇

を

蓮 川 小 学 校 つがる市木造蓮川宝船二九

を

兼 館 小 学 校 つがる市木造兼館佐野八二

を

筒 木 坂 小 学 校 つがる市木造筒木坂鳥谷沢一六

を

下 繁 田 小 学 校 つがる市稲垣町下繁田磯松一四一

を

車 力 小 学 校 つがる市車力町屏風山一の二七〇

を

牛 潟 小 学 校 つがる市牛潟町大田光六六の三〇

を

富 范 小 学 校 つがる市富范町泉川二

を

赤 石 小 学 校 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字山岸八七

を

蓮 川 小 学 校 西津軽郡木造町大字蓮川字宝船二九

を

兼 館 小 学 校 西津軽郡木造町大字兼館字佐野八二

を

筒 木 坂 小 学 校 西津軽郡木造町大字筒木坂字鳥谷沢一六

を

深 浦 小 学 校 西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六

を

下 繁 田 小 学 校 西津軽郡稲垣村大字下繁田字磯松一四一

を

牛瀨小学校 西津軽郡車力村大字牛瀨字大田光六六の三〇

車力小学校 西津軽郡車力村大字車力字屏風山一の二七〇

富范小学校 西津軽郡車力村大字富范字泉川二

赤石小学校 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字山岸八七

深浦小学校 西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六

別表第二の中学校の表中

近川中学校 むつ市大字奥内字江豚沢一の二

近川中学校 むつ市大字奥内字江豚沢一の二

木造西中学校 つがる市木造越水屏風山三

木造西中学校 西津軽郡木造町大字越水字屏風山三

深浦中学校 西津軽郡深浦町大字深浦字座野六〇

深浦中学校 西津軽郡車力村大字車力字屏風山一の二一四

別表第三の小学校の表中

館岡小学校 西津軽郡木造町大字館岡字上沢辺一四四の一八

館岡小学校 西津軽郡稲垣村大字吉出字鴨泊二二の二

稲垣西小学校 つがる市稲垣町吉出鴨泊二二の一

に改める。

を

に改める。

を

に

を

に改める。

別表第三の中学校の表中

館岡中学校 西津軽郡木造町大字館岡字上沢辺一四四の二一

館岡中学校 つがる市木造館岡上沢辺一四四の二一に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 五一（へき地手当等）別表第一の小学校の表中泊小学校の項の規定は平成十六年十一月二十二日から、同規則別表第一の小学校の表中奥入瀬小学校及び十和田湖小学校の項並びに同規則別表第一の中学校の表の規定は平成十七年一月一日から適用する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月十一日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「弘前高等技術専門校木造校長」を「弘前高等技術専門校つがる校長」に改め、同表地方労働委員会の事務部局の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月十一日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一中

十和田警察署焼山警察官駐在所
上北郡十和田湖町大字奥瀬字
栃久保一の三一 を

十和田警察署焼山警察官駐在所
十和田市大字奥瀬字栃久保一
一の三一 に、

十和田警察署十和田湖警察官駐在所
上北郡十和田湖町大字奥瀬字
十和田一六 を

十和田警察署十和田湖警察官駐在所
十和田市大字奥瀬字十和田一
六 に改める。

別表第二中

木造警察署車力警察官駐在所
西津軽郡車力村大字車力字花林六五

木造警察署富范警察官駐在所
西津軽郡車力村大字富范字寿一八

木造警察署越水警察官駐在所
西津軽郡木造町大字越水字駒田六の
六 を

木造警察署丸山警察官駐在所
西津軽郡木造町大字丸山字竹鼻八四
の二三

つがる警察署車力警察官駐在所
つがる市車力町花林六五

つがる警察署富范警察官駐在所
つがる市富范町寿一八

つがる警察署越水警察官駐在所
つがる市木造越水駒田六の六
に、

つがる警察署丸山警察官駐在所
つがる市木造丸山竹鼻八四の二三

西北教育事務所社会教育主事車力村駐在
西津軽郡車力村大字車力字花林六五

今別高等学校
東津軽郡今別町大字今別字西田二五
を

木造高等学校車力分校
西津軽郡車力村大字豊富字屏風山一
の二九七

今別高等学校
東津軽郡今別町大字今別字西田二五
八
木造高等学校車力分校
つがる市豊富町屏風山一の二九七
に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 一一一(特地勤務
手当等) 別表第一の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一
部を改正する規則

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を
次のように改正する。

別表第一号の表地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委
員会事務局」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

青森県木造警察署の名称変更等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をこ

ここに公布する。

平成十七年二月十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第一号

青森県木造警察署の名称変更等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(青森県警察職員の定員配置規則の一部改正)

第一条 青森県警察職員の定員配置規則(昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改める。

別表中「氷碓嶮瀨岨」を「じまの嶮瀨岨」に改める。

(交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部改正)

第二条 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改める。
別表第二中木造警察署の項を次のように改める。

署	つがる警察	つがる警察
柴田警察官駐在所	つがる市木造柴田玉作六四番地二	
森田警察官駐在所	つがる市森田町山田米岡一番地一	
柏警察官駐在所	つがる市柏上古川幾山三三一番四	
川除警察官駐在所	つがる市木造豊田千代鶴三七番地二八	
林警察官駐在所	つがる市木造大畑座八一番地一	
稲垣警察官駐在所	つがる市稲垣町豊川初瀬六五番地	
車力警察官駐在所	つがる市車力町花林六五番地	
富泡警察官駐在所	つがる市富泡町寿一八番地	
越水警察官駐在所	つがる市木造越水駒田六番地六	
丸山警察官駐在所	つがる市木造丸山竹鼻八四番地二三	
館岡警察官駐在所	つがる市木造館岡上稲元一七六番地二三 六	

(委託講習の実施に関する規則の一部改正)

第三条 委託講習の実施に関する規則(昭和四十九年四月青森県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改める。

第四号様式、第六号様式、第七号様式及び第十五号様式中「氷碓」を「じまの嶮瀨岨」に改める。

(青森県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第四条 青森県警察署協議会に関する規則(平成十三年四月青森県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改める。

別表中「青森県木造警察署協議会」を「青森県つがる警察署協議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭